安心して学生生活を送るためのガイドライン (改定版)

令和3年6月1日 福知山公立大学

【本ガイドラインの趣旨】

京都府では、本年3月以降の府内大学での複数のクラスターの発生及び「まん延防止等重点措置」の適用を受けて、新たに改定された「感染症拡大防止のためのガイドライン」が公表されました。

これを受けて、福知山公立大学においても、感染症拡大防止を図り、安心して学生生活を送る ために従来のガイドラインを見直し「安心して学生生活を送るためのガイドライン」を制定しま す。

なお、このガイドラインは、今後の感染状況の変化や政府及び京都府の方針等により改定する ことがありますので、ご注意ください。

1. 基本事項

【重要事項】

- ・以下のうち、1 つでも該当する場合は、必ず大学(student@fukuchiyama.ac.jp、学生係)までご連絡ください。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ・濃厚接触者となった場合
- ・家族等の同居者が濃厚接触者となった場合
- ・PCR 検査を受診した場合
- a. キャンパス入構にあたって
- 1) 本学キャンパスに入構する場合(学外者を含む)には、通学時及びキャンパス滞在時にマスクの着用をしてください。(食事や運動等でマスクを着用できない場合を除く)。
- 2) 学生及び教職員が入構する場合(学外者を含む)は、入構前に必ず検温を行い、発熱がある場合や倦怠感を感じる場合、咳等が続く場合には、自宅で待機とし、入構を控えるようにしてください。
- 3) 学生及び教職員はじめキャンパス入構者には万が一のために、各自で学内での行動記録を取るようにお願いします。それとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) もしくは京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」のインストールにご協力をお願いします。
- 4) 学外者に対しては、不要不急のキャンパス入構を控えるようにしてください。また、発熱や咳等の症状がある場合や体調がすぐれない場合には、入構禁止といたします。
- b. キャンパス内での施設等の利用にあたって
- 1) 各施設の入口全てに消毒液を配置しますので、各自で手や指の消毒を行ってください。

- 2) メディアセンター、まちかどキャンパス等では、本ガイドラインのほか、各施設の運用基準に 従って利用していただくことがあります。また、検温や入退室記録を求めるある場合があります ので、その際には協力してください。
- 3) 各施設においては清掃業者が、研究室については該当教員が、一日一回、ドアノブ等の拭き掃除に取り組みます。
- 4) 各部屋の利用者は、扉の開放、窓の常時又は一定の時間間隔での開放に努め、換気を行ってください。扉の開放が利用用途に支障をきたす場合は、一定の時間間隔で扉を開放して換気を行ってください。天気や利用用途により常時窓を開放することが困難な場合は、可能な程度での窓の開放や、換気装置の作動により換気量の確保に努めてください。

c. 日常生活について

- 1) 新型コロナウイルス感染症に感染した学生、濃厚接触者となった学生、家族等の同居者が濃厚接触者となった学生、PCR 検査を受診した学生について、一つでも該当する場合は、大学 (student@fukuchiyama.ac.jp、学生係)までご連絡ください。
- 2) 学内外においては、厚生労働省ホームページに掲載の<u>「新しい生活様式」</u>の積極的な実践と「感染リスクが高まる「5つの場面」」の回避に努めてください。また、自身の健康管理に留意し、身体的距離を確保する、食事の際に会話を控える、お手拭きや拭き布等を持参する等、各自において感染予防のための取り組みをしてください。
- 3) 飲食時には、会話する時にはマスクを着用する、食事前には手指消毒を実施する、お店では大声を出さない、外食時の食事時間は2時間4人までを目安とする、などの「京都マナー」(リンク)を実践してください。
- 4)「まん延防止等重点措置」実施時及び「緊急事態宣言」発令時(以下「緊急時」)には、課外活動の前後などの会食を禁止するとともに、「新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止」、「大人数での行動や、友人の下宿等での宿泊の禁止」、「食事中も含めたマスクを外しての会話の禁止」の3つの禁止事項を厳守してください。
- 5) 高齢者や肺気腫などの肺疾患、糖尿病、免疫不全症候群などの基礎疾患のある人などに会う場合は、特に慎重に行動するようにしてください。

d. その他

1) 外国人留学生や研究者の受入れ、外国への留学や出張においては、「<u>外務省海外安全ホームページ</u>」等、政府等が発信する最新情報を把握し、大学において実施の適否を判断します。また、日本への帰国・入国においては、政府によるいわゆる水際対策に沿って適切に対応します。

2. 授業運営等

1) 2021 年度前学期授業は、三密の回避に配慮して感染拡大予防に努めつつ、対面授業と遠隔授業を併用して実施しています。

- 2) 対面授業では、距離を保つために、使用できる席を指定しますので、指示に従って利用してください。
- 3) 非接触体温計を1号館事務局、3号館事務室、メディアセンター窓口等に配備し、検温できる 態勢を講じていますので、必要に応じて検温してください。
- 4) 感染への不安や基礎疾患・持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生については、対面授業科目を遠隔で受講することを認めるなど合理的な配慮を行いますので、該当の方は大学教務係まで申し出てください。
- 5) 学外での実習、フィールドワーク等を行う場合には、本ガイドラインの基本事項を厳守するとともに、利用施設等が定める感染予防マニュアル等に従って実施してください。また、グループで活動する場合には、少人数で編成する等の工夫を講じるとともに、公共交通機関を利用して移動する場合には可能な限り混雑する時間帯を避けて移動する等、感染拡大の予防に努めてください。
- 6) 授業の実施方法については、今後の感染症の状況によっては、変更されることがあります。変更される場合は、決定次第速やかにポータルを通じて連絡しますので、大学からの連絡に注意してください。
- 3. 施設・設備(学習施設、実験施設、運動施設、その他諸施設)の利用について
- 1) 各施設においては、必要に応じて混雑時の入館・入室制限を行うことがありますのでご理解ください。
- 2) メディアセンターにおける座席は、アクリル板などを設け、座席の間隔を空けるようにしますので協力してください。
- 3) メディアセンターでの貸出手続きや事務局での受付等における順番待ちの場合には、フロアマーカー等により人と人との間隔を空けるようにし、利用者と対面で応対する場合、原則としてアクリル板により遮蔽しますので、ご理解ください。
- 4) 複数人で共用する器具等は、利用者において使用前に適宜拭き掃除等を行うようにしてください。

4. 食堂の利用

- 1) 座席数を減らして館内利用者数を制限します。
- 2) 入口に消毒液を配置しますので、入店時には各自で手や指の消毒を行ってください。
- 3) 食堂の入口と出口を分けて動線を固定しますので、従ってください。
- 4) 順番に並ぶ場合は、フロアマーカー等により人と人との間隔を空けるように示しますので、ご協力ください。
- 5) 従業員と利用者の間は、ビニールシート等により遮蔽します。
- 6) テーブル上に飛沫防止の透明ボードを設置するとともに、使用不可の場所(席)を明示して間隔を空けることで対面着席や隣席への着席とならないようにしていますので、使用禁止とされたテーブルおよび場所は絶対に使用しないでください。

- 7) 利用者は、大声での会話は控えるとともに、食事等が終了次第速やかに退店し、滞留時間を短くするようにしてください。
- 8) 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認する等、衛生面や健康面の管理を徹底しています。
- 9) 館内での混雑を避けるため提供する食事以外に、食品販売(弁当・パン等)を行います。

5. 課外活動の実施

- 1) 公認サークル・公認学生団体及び学生プロジェクト等(以下「団体」という。)が、学生のみで課外活動を行う場合、学内・学外、屋内・屋外を問わず、必ず活動計画の届出を事前に行い、承認を受けてください。(団体顧問、指導教員が立ち会う場合は、この限りではありません。また、オンラインのみの活動も対象外とします。)届出は学生係に提出してください。
- 2) 活動計画を事前に届出しない場合は、活動を認めません。
- 3) 団体は、構成員の日常的な健康管理及び観察に努め、発熱、倦怠感、軽度であっても咳や咽・ 頭痛等の体調不良者及び海外から入国後2週間以内の者は、課外活動に参加させないでくださ い。
- 4) 団体の活動については、学生委員会・教務委員会において、それぞれの活動の特性に応じた感染拡大予防に関する取り扱いを別途通知し、活動を制限することがあります。
- 5) 運動・スポーツ時には呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や三密の徹底的な回避に努めてください。
- 6) 課外活動前後の会食については、緊急時には禁止とし、その他の時には、<u>「きょうとマナー」</u> を厳守の上、人数等に留意し、三密を徹底的に回避してください。
- 7) 団体が本学施設を使用して活動を行う場合、本ガイドライン及び別途定めるチェックリストを 提出してください。
- 8) 団体は、学外施設を使用して活動を行う場合、利用施設や主催団体等が定める感染予防マニュアル等に従って行動してください。

6. 窓口業務

窓口は平常通り対応しておりますが、感染リスク回避のため、事務取扱時間は、京都府や近畿 圏の感染拡大状況を勘案しながら適宜変更することがあります。

以上

感染拡大防止の徹底について

新型コロナウイルス感染症については、今後の更なる流行も考えられますので、一人ひとりが感染拡大防止の徹底を心がけるようにしてください。

また、今後の状況によりガイドラインや本学の方針が変更される場合は、ポータルサイトにて変更のご連絡をいたしますので、必ず確認するようにしてください。

関連資料

行動記録表 (別の添付ファイル)

大学での行動をメモするための用紙です。ご自身の行動を記録する際にお役立てください。